

「応募資格及び応募条件表」

No.	応募資格及び応募条件	資格及び条件承諾の有無		必要な提出資料	備考
1	予算決算及び会計令 第70条及び第71条の規定に該当しない。	該当する	該当しない		
2	応募時点において有効な防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有している。	有している	有していない	(審査資料) 資格審査結果通知書(写し)	
3	防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている(指名停止を受けている者の下請負予定会社含む)期間中でない。	受けている	受けていない		
4	現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者に該当しない。	該当する	該当しない		
5	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でない。	指定されている	指定されていない		
6	契約の履行にあたって法令、規定に基づく許認可等が必要な場合は、契約締結までに当該許認可等を受けることができる	別表2「契約希望品目表」による		(審査資料) 許認可書、請受理書、予定表等 何れかの写し	
7	希望する品目の契約の履行に必要な技術資料等を保有している、または使用することができる者である。	できる	できない		
8	同一又は類似品目の同種実績を有している者、若しくは同等の能力を有することを証明できる。	別表2「契約希望品目表」による		(審査資料) 契約書(写し)又は同等の能力 を有することを証明する資料	
9	不具合発生時、迅速かつ、継続的に対応可能である。	可能である	可能でない		
10	第2補給処が定めた役務請負契約一般条項等を適用して契約を締結することが可能である。	可能である	可能でない		
11	契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能であり、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている。	できる	できない		
12	秘密を取り扱う場合は、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則を定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる。	できる	できない		
13	契約の履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理できる。	管理できる	管理できない		
14	契約の履行にあたり官が保有する器材等の貸付を希望する場合は、その使用期間及び保管等について、個々の貸付条件を承諾し適切に維持管理できる。	維持管理できる	維持管理できない		
15	防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。	確認できる	確認できない		

記入要領

- ・「資格及び条件承諾の有無」の欄には、No. 1～5、7、9～15については、該当する方に○を付ける。No. 6、8については、別表2「契約希望品目表」の品目毎に記入する。
- ・「備考」の欄には、No. 2について、当該年度に提出した審査資料に変更がない場合は、審査資料に変更なし(○○、○○、○○提出済)と記入する。
- ・第2補給処十条支処に提出する際は、「応募資格及び応募条件」の欄NO.2の「東海・北陸」を「関東・甲信越」に、No.10の「第2補給処が定めた航空機等役務請負契約一般条項」を「第2補給処十条支処が定めた役務請負契約条項」に変更し、提出するものとする。